

令和 7 年 7 月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和 7 年 7 月 7 日（月）
開会：午後 1 時 閉会：午後 1 時 15 分
- 2 開催場所 新館大会議室
- 3 会議次第
○ 6 月定例会議事録承認
○ 教育長報告
○ 議案第 27 号 平成 28 年教育委員会告示第 8 号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理について
○ 議案第 28 号 令和 7 年度大津市一般会計教育費 6 月補正予算（第 1 次）に関する意見の申出に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
清水教育部長、堀口教育部次長、上杉教育部次長、藤原教育総務課長、植西同課長補佐、藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、北同課主事、藤橋教職員室長、田中学校教育課長、沖本児童生徒支援課長、二ノ宮学校給食課長、川瀬生涯学習課長
- 6 会議を傍聴した者
（1）一般傍聴者 0 人 （2）市政記者等の傍聴者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が7月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第28号について非公開とすることを決定

6月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第27号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○藤原教育総務課長 本件は、教育委員会の会議を開く時間的な余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の承認を求めるものである。

本告示は、公職選挙法施行令に基づき、個人演説会等の会場となる施設を使用するために公職の候補者等が納付すべき費用の額を公表しているものであるが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている基本額等が改正されたため、それに合わせて、本市で定める額についても改正するものである。

なお、公職の候補者等が納付すべき費用の額については、人事院規則で定める当該地域の公務員に適用される地域手当の支給割合をその算定に使用しており、本市の支給割合は令和6年度までは10%であったが、令和7年度に9%となった。これが、令和8年度には8%になることが見込まれているため、今年度中に本告示を再度改正する予定となっている。

【質疑】

○田村委員 本市の地域手当の割合が下がったことには何か理由があるのか。

○藤原教育総務課長 地域手当の支給割合は、これまで市町村単位で定められていたが、それが都道府県単位を基本とすることとされた。本市は中核的な市と位置付けられ、滋賀県内の基本的な支給割合よりは高い割合となっているが、これまでよりは下がることとなった。

【採決】 承認

○議案第28号 令和7年度大津市一般会計教育費6月補正予算（第1次）に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○堀口教育部次長 本件は、補正予算案を市議会6月通常会議最終日に追加で提出するに当たり、市長に意見を申し出るものであるが、教育委員会の会議を開催する時間的な余裕がなかったため、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の承認を求めるものである。

今回の一般会計教育費の補正は、29万6千円を増額し、補正後の総額を173億84万円とするものである。

補正の内容であるが、通番9「事務局運営費」において、損害賠償請求事件の判決確定を受けて損害賠償金を計上したものである。

当該事案は、平成30年度当時、大津市教育委員会が外部に委託していた事業について、委託先の職員に対して指揮命令をしていることなどが偽装請負に当たると、原告である職員が指摘したところ、上司から偽装請負の実行を強要される等の違法行為により、精神的苦痛を受け

たとして、令和２年７月に本市に対し損害賠償を求めて提訴されたものである。

この訴えについて、市側の違法性が一部認められ、本市に対し２２万円とこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決が令和６年２月に出され、市側の上訴棄却により本年６月に確定したため、損害賠償金を予算計上するに至った。

なお、偽装請負に当たるとされた点については、平成３０年９月以降は適正な形態に改めている。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

閉会 教育長が７月定例会の閉会を宣言